

5 地域支援事業について

地域支援事業とは

市町では、要支援・要介護状態になる前からの高齢者の介護予防を推進し、地域における関係機関との連携のもとに、継続したケアマネジメントを行うため、地域支援事業において次のような事業を行っています。

〔介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）〕

平成 27 年度の制度改正により、要支援者に対する予防給付（訪問介護・通所介護）は、全国一律のサービス種類・内容・運営基準・単価等によるのではなく、市町が地域の実情に応じて、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対し効果的かつ効率的にサービスが提供できるよう、見直されました。

介護予防事業についても、これまでの一次予防事業と二次予防事業を区別せず、一般介護予防事業に見直されました。

平成 29 年 4 月からは、すべての市町が総合事業を実施しています。

〔包括的支援事業〕

地域包括支援センターの運営（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの体制整備、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進

〔任意事業（地域の実情に応じた必要な支援）〕

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のメニュー

総合事業は、要支援認定を受けた方のほか基本チェックリスト該当者が対象となるサービス・活動事業と、全ての高齢者が利用可能な一般介護予防事業があります。

メニュー	事業内容
サービス・活動事業	
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを提供
一般介護予防事業	
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能的に強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

■ 利用手続き

地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、利用するサービスメニューを決定します。

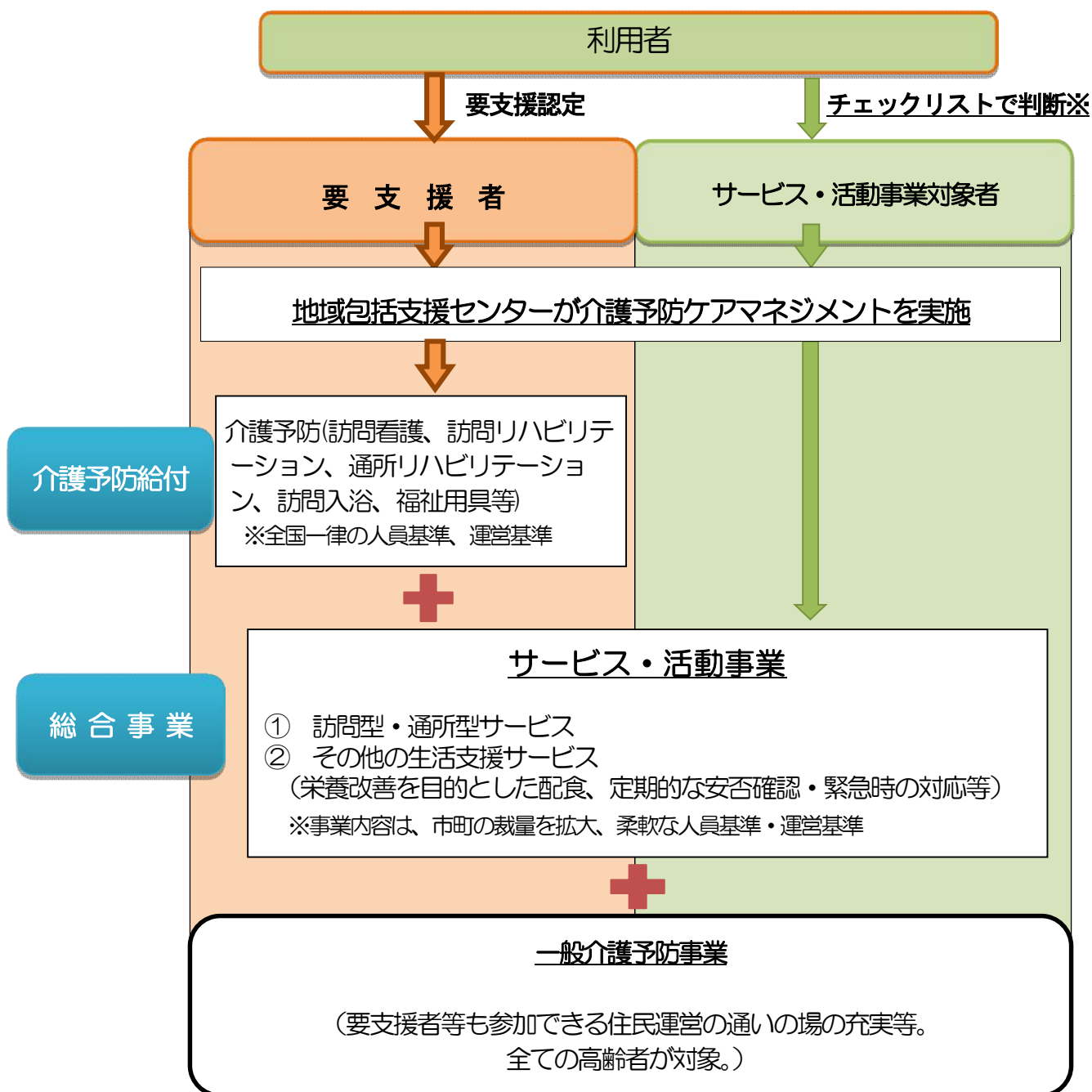
事業ごとのメニューの内容は市町によって異なり、サービスによっては利用料の必要なものもあります。

詳しくは市町にお尋ねください。

■ 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用手続き

- サービス・活動事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して基本チェックリストによる判断で「サービス・活動事業対象者」とし、サービスを利用することが可能となります。
- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き予防給付によるサービス提供が継続されます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業（サービス・活動事業と一般介護予防事業）のサービスと予防給付のサービス（要支援者のみ）を要する場合は、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、サービスが提供されます。

※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



※令和3年4月1日からサービス・活動事業の対象者に、当該事業における補助により実施されるサービス（住民主体のサービス）を継続的に利用する要介護者が追加されました。

包括的支援事業とは

■ 地域包括支援センター

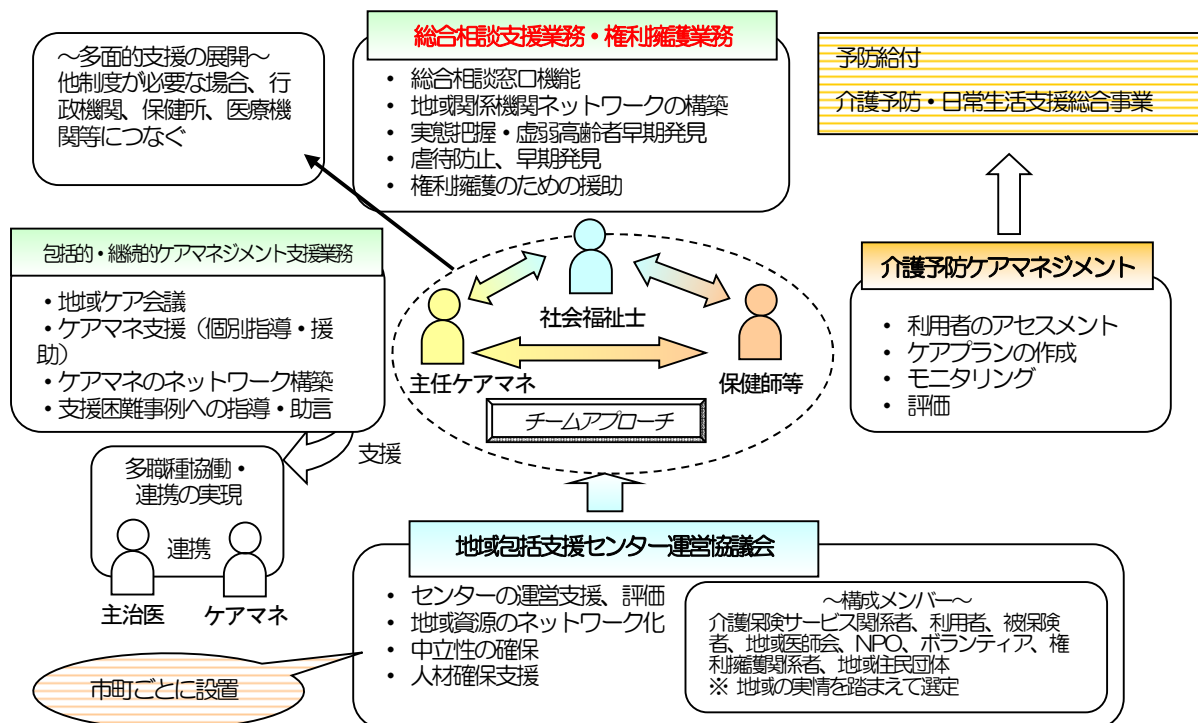
地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されているものです。

具体的には、次のような仕事をしています。

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域ケア会議の開催、地域のケアマネジャーの支援及び地域連携体制の構築など）
- ④ 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメント

地域包括支援センターでは、以上の業務を円滑に、効果的に実施するため、行政機関、介護サービス事業者、医療機関、民生委員等の地域の代表者が一緒に、個別ケースの支援内容や高齢者を地域で支えるネットワークづくりなどを話し合う「地域ケア会議」を開催しています。

地域包括支援センターの概要



専門職員が、介護相談から高齢者虐待などの権利擁護相談まで、高齢者とその家族などからのさまざまな相談に対応し、支援します。電話でも相談できるので、困ったことがあれば最寄りの地域包括支援センター（P136、147）に御相談ください。窓口の開設時間はセンターによって異なります。緊急の場合は、深夜・夜間でも対応しています。

地域包括支援センターによっては、支所の役割を持ったサブセンターや総合相談支援業務についての窓口としてのランチもあります。

■ 総合相談支援業務（権利擁護業務を含む。）

包括的支援事業には、無料で気軽に相談できる総合相談支援業務があります。この相談窓口となっているのも、地域に設置されている地域包括支援センターです。専門職員が、介護相談から高齢者虐待などの権利擁護相談まで、高齢者とその家族などからのさまざまな相談に対応し、支援します。電話でも相談できるので、困ったことがあれば最寄りの地域包括支援センターに御相談ください。

（緊急の場合は、深夜・夜間でも対応しています。）

（地域包括支援センターの概要については、P55、P136、P147 参照）

任意事業のメニュー

市町が任意に実施する事業としては、次のような事業があります。実施事業は市町によって異なります。また、利用料が設定されている場合もあるので、詳しくは市町にお尋ねください。

メニュー	事業内容
介護給付等費用適正化事業	介護（予防）給付について、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業。
家族介護支援事業	家族介護教室、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業など、要介護被保険者を現に介護する家族を支援するための事業
成年後見制度利用支援事業	市町長申し立て等による低所得の高齢者に係る成年後見制度利用に要する経費や成年後見人等の報酬の助成など
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具、住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修費の支給申請のための理由書作成経費の助成
認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	認知症対応型共同生活介護事業所において、要介護者及び要支援2の認定を受けた者を受け入れ、家賃等の費用負担が困難な低所得者に対し利用者負担の軽減を行っている事業者を対象に助成
認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職場において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する事業
重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業	重度のALS患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該重度のALS患者とのコミュニケーションについて熟知している支援者が、当該重度のALS患者の負担により、その入院中に付き添いながらコミュニケーション支援を行う事業
地域自立生活支援事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、地域の実情に応じ実施する事業（高齢者の安心な住まいの確保に資する事業、介護サービスの質の向上に資する事業、地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業、家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業）